

岩手県告示第291号

騒音に係る環境基準の地域類型を当てはめる地域の指定（平成11年岩手県告示第258号）の一部を次のように改正し、平成22年4月1日から施行する。

平成22年3月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前	改正後
<p data-bbox="145 472 767 521">[略]</p> <p data-bbox="145 533 767 992">備考1 第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域とは、騒音規制法の規定による特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定（昭和48年岩手県告示第422号）に規定する第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域並びに騒音規制法（昭和43年法律第98号）第3条第1項の規定により盛岡市長、宮古市長、花巻市長、北上市長、<u>遠野市長</u>、一関市長及び奥州市長が第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域に指定した地域をいう。</p> <p data-bbox="197 1010 300 1037">2 [略]</p>	<p data-bbox="831 472 1453 521">[略]</p> <p data-bbox="831 533 1453 992">備考1 第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域とは、騒音規制法の規定による特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定（昭和48年岩手県告示第422号）に規定する第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域並びに騒音規制法（昭和43年法律第98号）第3条第1項の規定により盛岡市長、宮古市長、花巻市長、北上市長、<u>一関市長</u>及び奥州市長が第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域に指定した地域をいう。</p> <p data-bbox="884 1010 986 1037">2 [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	